



自殺総合対策の推進に関する有識者会議（第11回） 法務省説明資料

令和6年3月
法務省

法務省の人権擁護機関によるこどもの人権問題に関する取組

人権相談

こどもの人権110番（全国共通・通話料無料）0120-007-110



- ・「いじめ」や体罰、虐待といったこどもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話
- ・電話は、最寄りの法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じ、こどもが相談しやすい体制を整備
- ・人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間を実施し、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日も電話相談に応じている（令和5年度は、令和5年8月23日（水）～同月29日（火）に実施）。

こどもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）

- ・全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布し、法務局職員又は人権擁護委員が返信



こどもの人権SOS-eメール（インターネット人権相談）

- ・パソコン、スマートフォンなどからインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答

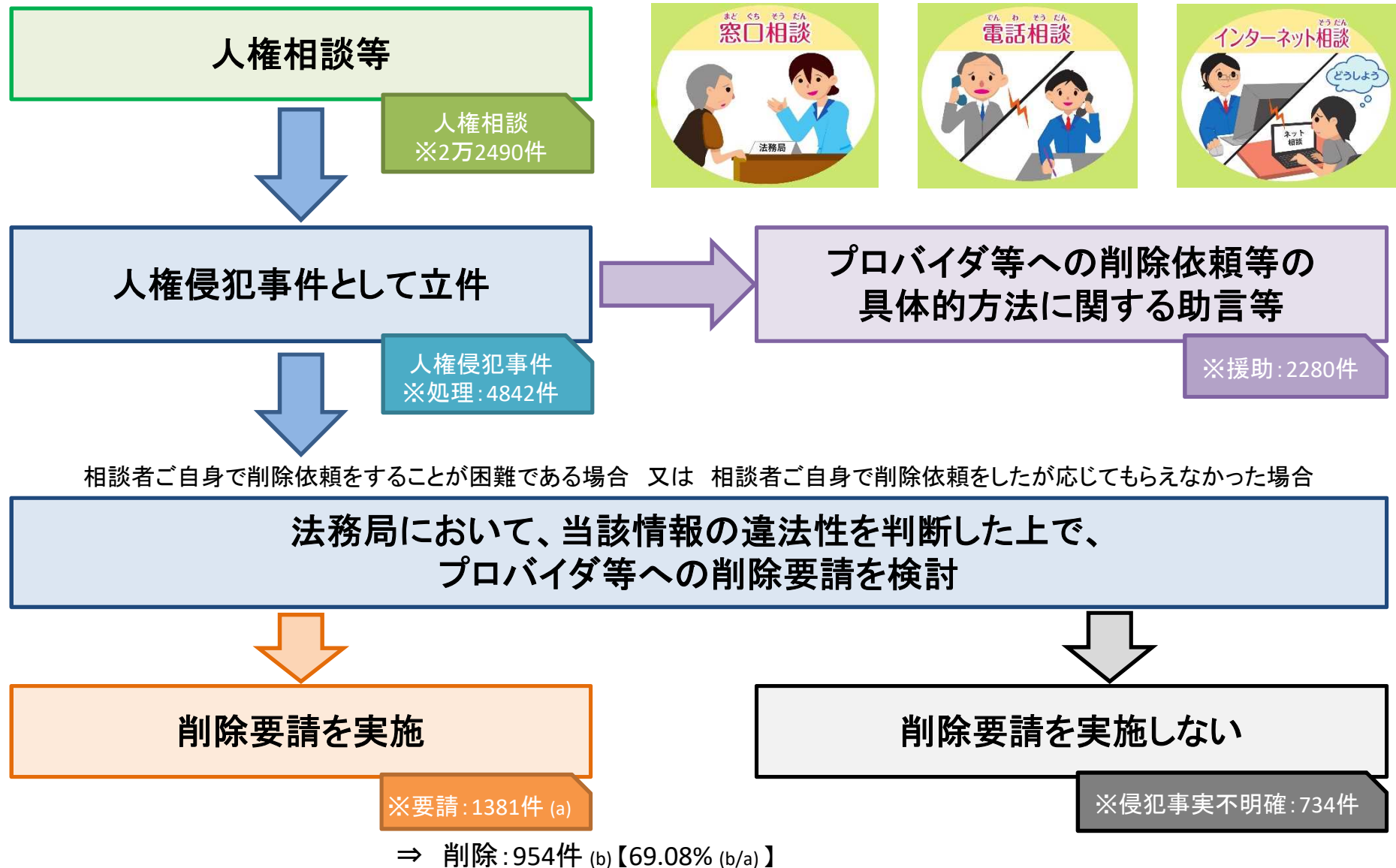
LINEじんけん相談

- ・こどもが利用しやすい相談体制の整備に向けて、SNSを利用したLINEによる人権相談を実施
- ・全国一斉「こどもの人権相談」強化週間において、平日の相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日も相談に応じる。

- ・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置を講ずる。



インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の処理について



※対象期間は、令和3年1月から令和5年12月まで
人権侵犯事件の処理については、記載の要請等のほか、打ち切り(調査中に対象情報が削除され、申告が取り下げられる)等により終了する場合があります。

(項目) 法的問題解決のための情報提供の充実

日本弁護士連合会・弁護士会と連携しつつ、日本司法支援センター（法テラス）の法的問題解決のための情報提供の充実及び国民への周知を図る。

➤ 日本司法支援センター（法テラス）



【情報提供の充実】

- 自殺の要因となり得る法的問題解決のための法制度・相談窓口に関する情報を提供
- 関係機関・団体等との連携のもと、自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせて、自殺の要因となり得る法律、労働、教育、健康等の問題に関し、各種専門職と共に相談会を実施
- 大規模災害に関する問題については、被災者向けに設置されたフリーダイヤルにより、法的問題解決のための情報を提供（令和6年能登半島地震の被災者に対して、無料法律相談を実施（令和6年12月31日まで））

【国民への周知】

- 法テラスの業務の周知を図るため、関係機関等にパンフレット等を配布するほか、テレビ広告、新聞広告、インターネット広告等を有効活用